

日薬業発第76号
令和2年5月15日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について（その4）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度補正予算における「薬局における薬剤交付支援事業」及び同事業における留意点等については、本年4月30日付け日薬業発第56号、5月1日付同61号、5月8日付同65号にてお知らせしたところです。

このたび厚生労働省より都道府県薬剤師会宛、交付要綱及び基準額が示されました。都道府県薬剤師会におかれましては、第1号様式により申請書を作成し、5月29日までに厚生労働省医薬・生活衛生局総務課へ提出されるよう、よろしく取り計らいの程お願いいたします。

また本会にて下記の資料を作成いたしましたので、都道府県薬剤師会にて参考としていただければ幸いです。

なお、事業を実施していくうえで、支出が基準額に近づいてきた場合には、その状況を早い段階で厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び本会へお知らせいただきますよう、あわせてお願いいたします。

記

- ・ 第一号様式（別紙1（経費所要額調書）、別紙2（事業計画書））参考資料
直接経費：都道府県薬剤師会にて使用する経費（人件費、振込手数料など）
間接経費：薬局にて使用する経費（配送料）
※資料は別途、メールにて連絡いたします。

以上